

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-7-4
処分の種類	供給設備に係る基準適合命令			
根拠法令条例等・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第16条の2第2項			
処分の概要	供給設備が技術上の基準に適合していないと認めるときは、基準に適合するよう命ずることができる。 (最終)知事 (専決)ものづくり振興課長 (委任)地域振興局長			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成17年4月1日付け平成17・03・16原第8号)			
基準の制定根拠				